

23 第27回参議院議員通常選挙に関する投・開票速報オンラインシステム
による報告について

総行管第323号

令和7年5月26日

各都道府県選挙管理委員会書記長 殿
総務省自治行政局選挙部管理課長

標記のことについては、今回、令和7年2月から運用開始した「投・開票速報オンラインシステム」（以下「本システム」という。）により報告等を行います。本システムは、各市区町村が入力した選挙結果等のデータを各都道府県選挙管理委員会において集計し中央選挙管理会に送信するものであり、中央選挙管理会において集計した当該データは報道機関等に発表されます。

その運用に当たっては、下記事項に十分留意のうえ報告されるとともに、その取扱いに遺漏のないよう貴都道府県内の市区町村の選挙管理委員会に周知方よろしくをお願いします。

記

- 1 本システムはクラウドサービス型のシステムであるため、各都道府県及び市区町村において、端末や通信環境を準備すること。なお、本システムに接続可能な通信回線は、LGWANのみであること。開票所等にLGWANが敷設されていない場合は、各自治体におけるテレワーク実施時と同様の方法により、本システムへのLGWAN接続を行う方法等が考えられること。
- 2 都道府県及び市区町村の選挙管理委員会は、本システム操作に習熟しておくとともに、本システムが事故等により不通になった場合の報告体制についても、十分に打合せをしておくこと。

なお、本システムでは、入力項目や画面遷移等を確認するための操作練習環境を用意しているので活用すること。

3 データ入力を行う際には、欄違い等入力ミスがないよう細心の注意を払い、正確かつ迅速に行うこと。

4 市区町村選挙管理委員会においては、都道府県選挙管理委員会へデータを送信する前に、システム入力データに誤りがないか、チェックを必ず行うこと。

特に、中間開票状況（比例代表）のデータ入力に当たっては、各参議院名簿登載者及び各参議院名簿届出政党等の得票数が、それぞれ、当該参議院名簿登載者及び当該参議院名簿届出政党等の欄に正しく入力されているか確認すること。

5 都道府県選挙管理委員会においては、各市区町村の選挙管理委員会から受信した報告データについて、その内容の確認等を十分行った上で、中央選挙管理会へデータ送信すること。

6 中央選挙管理会に送信済みの中間開票状況（比例代表）を修正する場合、都道府県選挙管理委員会は、次回の報告の際に当該修正を反映させて送信すること。

なお、中央選挙管理会においては、原則として中間開票状況（比例代表）に係る個別の修正及び発表は行わないが、修正箇所を把握しておく必要があるため、修正箇所が判明次第、別紙様式により電子メールで送信すること。

また、開票結果等その他の報告を修正する場合には、その都度修正発表を行うので、至急修正箇所を電話連絡のうえ、中央選挙管理会の指示に従い再送信すること。

7 中央選挙管理会への報告期限は、必ず厳守すること。

なお、報告期限に遅れたり、中央選挙管理会への報告がないまま報告データを修正した事例が過去には見受けられたところであるが、これにより、中央選挙管理会の発表が遅延したり、発表済みの資料を修正しなければならない等、報道機関や他の都道府県選挙管理委員会を含め、全国的に多大な影響を及ぼすことになるので、このような場合には、必ず中央選挙管理会へ事前報告すること。

また、貴都道府県内の市区町村選挙管理委員会にも、この旨周知徹底すること。

- 8 中央選挙管理会と都道府県選挙管理委員会との間で本システムが事故等により不通になった場合、中央選挙管理会において都道府県のデータ入力を代行することとなるので、至急電話連絡のうえ、別途通知する「第27回参议院議員通常選挙に関する報告について」で指定する様式により電子メールで送信すること。
- 9 各都道府県選挙管理委員会は、中央選挙管理会から解除の連絡があるまでは、報告が全て終了している場合でも体制を維持して待機すること。

都道府県番号		都道府県名

第27回参议院比例代表選出議員選挙

中間開票状況修正報告

発信者名 発信時刻

市区町村名	報告時間	修正前	修正後	修正理由

(注) 1 既報告を修正する場合には、この様式により至急電子メールで送信すること。

2 「報告時間」欄には、修正が発生した中央選挙管理会への中間開票状況の報告時間（「23時」、「0時」…等）を記入すること。